

第七十一号議案

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表二の項中「二千六百元」を「二千七百元」に改め、同表三の項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。